

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。

配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ・最新動向について

全国申請状況	2012.7.2	速報版
公益認定等委員会だより (その13)	2012.5.1	発行分
公益認定等委員会だより (その14)	2012.6.1	発行分
公益認定等委員会だより (その15)	2012.7.2	発行分

News・お知らせ

公益性と共益性の限界事例についての考え方 ～公益目的事業としての研修等の考え方～	2012.5.11	公表分 (神奈川県公益認定等審議会)
新公益法人及び移行法人に対する監督の基本的考え方	2012.6.12	公表分 (神奈川県公益認定等審議会)
新公益法人制度への移行に関するアンケート結果	2012.5.2	公表分 (大阪府公益認定等委員会)
公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト (平成20年基準) ・ ・ ・ ・ ・ (日本公認会計士協会)		

今月のTopic

収支予算の考え方	事例研究 (その1)
収支予算(損益ベース)の承認について	事例研究 (その2)
貸借対照表内訳表の現金・預金残高の設定について	事例研究 (その3)

＊ ＊ 新公益法人制度への移行手続きに関するQ & A方式でまとめています。 ＊ ＊

行政庁からのお知らせ・最新動向について

全国申請状況 ～統計情報～

公益認定等委員会だより (その13)、同左(その14)、同左 (その15)

全国申請状況 ～統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 24 年 6 月末時点：全国の申請状況（平成 20 年 12 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日）

行政庁からのお知らせ詳細

<http://bit.ly/MbAnZl>

全国約 24,000 件の公益法人のうち、平成 24 年 6 月末時点で「移行認定」「移行認可」「公益認定」申請済の法人は、10,324 件（このうち、公益認定申請件数は 203 件）となっています。（内訳は下記）

移行認定：5,918 件、約 24.6%

移行認可：4,203 件、約 17.5%

申請率（+）：約 42.1%

処分率：約 37.2%（認定 5,382 件、認可 3,536 件 計：8,918 件）

公益認定等委員会だより（その 13）

5 月 1 日発行分の公益認定等委員会だより（その 13）において、以下の内容（一部抜粋）が記載されていますので、ご一読ください。

(1) よくある質問への回答（p. 4～5）

公益法人が、事業内容等を変更する場合に必要となる手続（変更認定申請・変更届出）について、主な 4 つのケースに分けて簡潔に説明されています。

Q1：事業等の変更を行う場合、どのような手続きが必要となるか？

A1：以下の 3 つのケースがある。（以下、一部抜粋）

変更認定が必要な場合

ex. 公益目的事業を実施する都道府県の区域の変更 など・・・

変更届出が必要な場合

ex. 法人の名称又は代表者の氏名の変更

公益目的事業を実施する都道府県の区域の変更 など・・・

変更認定申請・変更届出、いずれも必要がない場合

毎年度変動することが一般的に想定され得るような事項の変更（事業の日程、財務数値等）など・・・

Q2：公益目的事業又は収益事業等の内容の変更について、変更認定の申請が不要の場合はどのような場合か？

A2：公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合。

Q3：公益目的事業を実施する都道府県の区域の変更で、どのような場合に変更認定の申請が必要か？

A3：**変更認定が必要となる主な場合**

所管行政庁が都道府県知事である公益法人が、定款変更をして、2 以上の都道府県の区域で公益目的事業を行う旨、定めた場合

所管行政庁が内閣総理大臣である公益法人が、定款変更をして、1 の都道府県の区域で公益

目的事業を行う旨、定めた場合

注) 、 で公益目的事業の内容も変わる場合

「公益目的事業を実施する都道府県の区域」と、公益目的事業の内容」を同時に変更する旨の変更認定申請が必要となる。

変更届出で済む場合

所管行政庁が内閣総理大臣である公益法人が、定款変更はするが、変更後における公益目的事業の活動区域又は事務所の所在場所が2以上の都道府県の区域内となる場合

注) で公益目的事業の内容も変わる場合

「公益目的事業の内容」を変更する旨の変更認定申請を行い、当該変更認定を受けた後、
「公益目的事業を実施する都道府県の区域」の変更に係る変更届を提出することになる。

Q4 : 事務所の所在場所の変更を行うときに、どのような場合が変更届出で済むのか？

A4 : 以下の2つの場合となる。

現在の行政庁が内閣総理大臣である公益法人で、当該変更後の事務所の所在場所又は定款で定める公益目的事業の活動区域が2以上の都道府県の区域内となる変更の場合
現在の行政庁が都道府県知事である公益法人で、事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む)であっても、同一の都道府県の区域内での変更である場合

(2)一般法人に移行された皆様へ (p.5)

公益目的支出計画実施報告書等の提出、及び貸借対照表の公告等について触れています。

詳細については、『定期提出書類の手引き 移行法人編』も併せてご参照ください。

(公益法人 information >>> 法人の皆様へ >>> 各種申請様式と手引き より)

公益認定等委員会だより (その13) は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/LlcUds>

公益認定等委員会だより (その14)

6月1日発行分の公益認定等委員会だより(その14)において、以下の内容(一部抜粋)が記載されていますので、ご一読ください。

一般法人に移行された皆様へ

(公益目的財産額等の確定手続きについて)

一般法人に移行した法人は、法令上、移行の登記の日から3ヵ月以内に、移行登記日の前日を算定日とし、公益目的財産額を再度算定した上で、貸借対照表及びその付属明細書等の必要書類を認可行政庁に提出する必要があります。(この手続きを、「公益目的財産額等の確定手続」といいます。)

留意点

移行の登記完了後、「登記完了届出」が行政庁に対して提出されていない場合、「確定手続」を

電子申請上で行うことができないので、当該届出を必ず行ってください！！

額の算定にあたっては、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額等を確定時の算定額として用いることが可能です。

公益認定等委員会だより (その14) は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/Py5HRY>

公益認定等委員会だより（その 15）

7月2日発行分の公益認定等委員会だより(その 15)において、以下の内容(一部抜粋)が記載されていますので、ご一読ください。

(1)インターネットを活用した寄付開拓方法（p.2～3）

世界最大の寄付仲介サイト「ジャストギビング」の実践例から

インターネットでの寄付募集例について、

・仕組み

・手数料

・寄付者の税金の寄付金控除

・寄付金額の実績

等について紹介されています。

(2)よくある質問への回答（p.8）

行政庁から認可を受けた移行法人が、公益目的支出計画等を変更する場合に必要な手続（変更認可申請・変更届出）について、簡潔に説明されています。

Q：行政庁から認可を受けた移行法人が、変更認可又は変更届出の手続きを行わなければならないのは、どのような場合か？

A：以下の3つのケースがある。（以下、一部抜粋）

変更認可が必要な場合

公益目的事業、継続事業、特定寄附の内容の変更

公益目的支出計画の完了予定年月日の変更

事前の変更届出が必要な場合

多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更等を行うことによる、収支の見込の変更

事後の変更届出が必要な場合

法人の名称、住所、代表者の氏名の変更

公益目的事業、継続事業の実施場所の名称又は所在場所のみの変更 など…

公益認定等委員会だより（その 15）は下記をご覧ください。 <http://bit.ly/ONQ7k1>



News・お知らせ

公益性と共益性の限界事例についての考え方（神奈川県公益認定等審議会）

～公益目的事業としての研修等の考え方～

新公益法人及び移行法人に対する監督の基本的考え方（神奈川県公益認定等審議会）

新公益法人制度への移行に関するアンケート結果（大阪府公益認定等委員会）

公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成20年基準）

（日本公認会計士協会）

公益性と共益性の限界事例についての考え方

～公益目的事業としての研修等の考え方～

上記表題の文書が、神奈川県公益認定等審議会より公表されていますので紹介します。

<公表に至った経緯>

社員等の一定の資格や免許などを有する者に対象を限定する研修等について、直接には特定の者に対してサービスを提供する事業であるものの、その直接的受益者を通して不特定多数の者に利益をもたらすことがあり得る場合や、同様に対象を限定する研修等であっても、その研修等に参加する機会が一般に開かれていると考えられるケースについて、従来より公益認定の審議の場において、当該事業の公益性について検討課題となってきました。

そこで、上記のような公益的側面と共益的側面を有する事業についての公益性の判断に係る考え方を、これまでの議論を踏まえて整理し公表するに至ったということです。

以下、当該審議会における議論の論点(議論の内容詳細は割愛)と、考え方の結論をまとめました。

論点 : 公益目的事業の定義に照らした議論の論点

公益目的事業のチェックポイントからの観点より

論点 : 職能を通じた公益性の発揮に関する議論の論点

単に法人の社員等の職能を通じた公益性の発揮をもって、当該法人の研修等の事業を公益目的事業と認めるとの考え方には否定的な結論に至る。

論点 : 公益認定基準に照らした議論の論点

公益法人認定法第5条第3号(当該法人の関係者に特別の利益を与えないこと)からの観点より
(社員と社員以外の者として研修等の受講料に差を設けることについて)

考え方の結論

間接的公益と判断される場合について

受講者の知識や技術の向上のみを目的とするのではなく、それを通じて、主として不特定多数の者の利益を意図していることが明らかであること。

受講する機会が、一般に開かれていると判断される場合について

社員等以外の者にも広く周知されており、受講料に差がある場合も合理的な範囲内であり、受講者が実質的に社員等に限定されることがないこと。

留意事項

社員等に参加対象を限定する研修等の事業を公益目的事業と認めるか否かは、事業を行う地域や分野によって人材やサービスが不足している、或いは他の公益目的事業を適切に実施するための基盤となる知識・技術として必須である等の事情を総合的に勘案して判断することになる。

また、こういった考え方は、検査検定等、他の事業区分にも共通するものである。

「公益性と共益性の限界事例についての考え方」についての文書は、下記をご覧ください。

<http://bit.ly/NBzPbb>

新公益法人及び移行法人に対する監督の基本的考え方

上記表題に関する文書が、神奈川県より公表されていますので紹介します。

<監督の具体的実施方法>

監督の大きな流れ

収集した情報による問題点の発見・整理 報告徴収・立入検査による問題点の確認

勧告、命令、取消し等による問題点の解消(問題点が確認された場合)

勧告、命令、取消し等の手順

a) 一般的な手順

事業報告、立入検査等で任意的取消し事由(認定法第29条第2項)が発見された場合、一般的に、改善指導を

経た上で、必要に応じて順次、勧告、命令、公益認定の取消しを行う。

b) 制度への信頼確保に重大な支障が生じると考えられる場合の手順

任意的取消し事由に該当する場合であっても、制度への信頼確保に重大な支障が生じると考えられるときには、改善指導、勧告、命令を経ずに公益認定の取消しを行うことがある。

< 新公益法人及び移行法人に対する立入検査の考え方（別紙） >

新公益法人の立入検査

- ・公益認定後、第1回の立入検査はできるだけ早期（認定後概ね1年～3年以内を目途）に実施
- ・第2回以降については、直近の立入検査実施後3年以内に実施
- ・立入検査の対象となる新公益法人へは、実施予定日の概ね1ヵ月前に立入検査の実施日時、場所等を通知する。
- ・公益認定の基準又は欠格事由等に係わる新公益法人の問題点が発覚した場合、問題点の重大さを勘案して、適時適切に立入検査を実施する。

移行法人の立入検査

前提条件： 移行法人に対する立入検査は事前に計画して行うものではなく、以下のような事態の発生に対応して実施するものとする。

- a) 正当な理由がなく、整備法第119条第2項第1号（公益目的事業、特定寄附、継続事業に係る支出）の支出をしないこと。
- b) 各事業年度の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- c) 公益目的財産残額に比して、当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生じるおそれがあること。

「新公益法人及び移行法人に対する監督の基本的考え方」についての文書は、下記をご覧ください。

<http://bit.ly/NjbLv5>

新公益法人制度への移行に関するアンケート結果

大阪府公益認定等委員会が実施した移行に関するアンケート結果が掲載されていたので、ご参考までに載せています。

>>> <http://bit.ly/NaTRc0>

公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成20年基準）

以前、このメルマガにも掲載しましたが（2012/3/2 Vol.10）、財務諸表一式を作成した後の確認のツールとして有用とされますので、再度、載せています。

内容の確認等は、日本公認会計士協会のホームページをご覧ください。（専門情報より）ダウンロードが可能です。

=====

今月のTopic

- 収支予算の考え方 . . . 事例研究（その1）
- 収支予算（損益ベース）の承認について . . . 事例研究（その2）
- 貸借対照表内訳表の現金・預金残高の設定について . . . 事例研究（その3）

今回は、日頃皆様とともに申請の手続きを行っている際によく寄せられる質問を事例研究として3例挙げ、新公益法人制度への移行手続きに関するQ & A方式でまとめました。

事例研究（その1）： 収支予算の考え方

Q1： 収支予算書について、事業区分に関する共通費、管理費の按分やそれについての流用等で、執行額が当初予算を超過する場合にどのように対応することが考えられるのか？

A1 : 収支予算については、平成16年改正公益法人会計基準より内部管理事項となっており、収支予算と決算(実績)の管理については各法人の考え方に任されています。したがって、従来のように予算を超過しての支出の執行はできないとするのか(執行する場合は、予算の流用や補正予算の手続きをする必要があります)、収支予算はあくまで目標数値であり、予算額を超過しても軽微な超過なら認められるとするのか、などを法人の内部管理の方法として、今後ルール化する必要があります。

事例研究(その2) : 収支予算(損益ベース)の承認について

Q2 : 移行認可、移行認定手続きで申請書に添付する収支予算(損益ベース)については、すでにこの時期理事会、評議員会、社員総会が終了しており、これから承認しようとするれば、臨時理事会等を開かなければならなくなるが、収支予算書(損益ベース)については必ず、それらの機関の承認が必要か?

A2 : 行政庁に申請するわけですから、原則として、法人内部の機関の正式な承認を得た収支予算(損益ベース)が必要になります。ただし、移行認可もしくは、移行認定の答申が出るまでの間に、それらの機関の承認を得ることが可能ならば、承認を得ることを前提として受け付けていただけるようです。

事例研究(その3) : 貸借対照表内訳表の現金・預金残高の設定について

Q3 : 貸借対照表内訳表を作成する場合に、各会計の現金・預金残高をどのように設定すればよいのか、また、事業の経過により資金不足になった場合に、他の会計からの資金移動は可能なのか?

A3 : 各会計の現金・預金残高の設定については、特に会計基準等で定められているわけではありません。これまで各事業で使用されてきた口座については、各々の事業が所属する会計に設定すればよいと思われませんが、複数の事業で使用している口座があり、その複数の事業が、例えば、公益目的事業会計と収益事業等会計に分かれる場合などが問題となります。

ここで考えなければならないのが、各会計間の資金移動についてです。

資金移動ができないとなれば、各会計ごとに厳密に口座を分けなければならなくなりますが、実際はそうではなく、資金移動は可能です。

例えば、A事業(公益目的事業会計)の補助金収入が、収益事業等会計の普通預金の口座に入金された場合、収益事業等会計では、預り金(もしくは、「公益目的事業会計」勘定)で処理し、A事業(公益目的事業会計)では、未収入金(もしくは、「収益事業等会計」勘定)で計上すればよいこととなります。そして、期末などで「精算」することになります。

ここで「他会計振替」勘定の使用の可否を問われることが多いのですが、この勘定の使用には注意を要します。

上記の「預り金」や「未収入金」(もしくは「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」)の各勘定は、一時的な貸借を表す勘定であるのに対して、「他会計振替」勘定は、他の会計への繰入れを意味し、将来の「精算」は行われないうこととなります。つまり、収益事業等からの利益の繰入のように、財産を他の会計へ寄付するような意味合いになるのです。

公益法人については、「公益目的取得財産残額」などを、認定取消時に国等へ寄付しなければならないとする法律の規定があり、**公益目的事業の財産を他の会計へ移動させることは制限されています。**

したがって、期中では、「預り金」等の勘定科目を使用して、期末で整理する(例えば、収益事業等会計で公益目的事業への未収入金がある場合は、その残高を他会計振替額に振替えるなど)処理が望ましいとされます。

以上、今回は皆さまから寄せられる質問について事例研究として、Q & A方式で特集しました。

.....
<スタッフより>

いよいよロンドンでのオリンピック開催まで2週間あまりとなりました。経済情勢では、スペインやギリシャなどヨーロッパ各国が深刻な財政破綻問題を抱えています。スポーツの世界では、4年に1度のイベントということもあり、盛り上がっているようです。また日本では、もうじき梅雨も終わり、暑い夏が巡ってきます。。。

今夏も電力不足が心配されていますが、体調を崩すことのない程度に、できる範囲で節電を心がけていきたいものです。これから移行申請のラストスパートという法人の担当者の皆さまにおかれましては、体調管理には充分お気を付けください。

(窪田)

.....
ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
